

「がん団信」の取扱開始について

(正式名称：がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険)

株式会社みずほ銀行（頭取：藤原 弘治）は、住宅ローンお借り入れ中に「がん」と診断された場合、就業状況等に関わらず団体信用生命保険の保険金（以下「団信保険金」）によってローンが完済となる「がん団信（※）」の取り扱いを本日より開始します。

近年、「一生のうちに2人に1人はがんになる時代」と言われており、厚生労働省による「患者調査」においても、がん総患者数は増加傾向にあります。医療の進歩に伴ってがん罹患後の生存率は上昇する一方、収入の減少や退職を余儀なくされる等、ライフイベントに大きな影響が出てくるケースも少なくありません。

このような背景を受け、住宅ローンを借り入れされるお客さまの「がん」に対する関心・リスク意識は高まってきていることから、対象疾病を「がん」に絞り、医師によるがん診断が確定した時点で団信保険金の請求が可能となるなど、シンプルかつ分かりやすい商品を導入しました。

当行は、今後とも「サービス提供力の向上によりお客さまに選ばれ続ける総合金融グループ」の実現に向けて取り組むとともに、お客さまの多様なニーズにお応えするため、魅力のある商品・サービスの提供に努めていきます。

以 上

※「がん団信」は、第一生命保険株式会社（代表取締役社長：稲垣 精二）を事務幹事会社とする団体信用生命保険の特約です。

(別紙)

がん団信の概要

| | |
|------------|--|
| 正式名称 | がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 |
| 対象となる住宅ローン | みずほ住宅ローン、みずほ借り換え住宅ローン、みずほ買い替えローン、みずほネット住宅ローン、みずほネット借り換え住宅ローン |
| 加入条件 | 住宅ローン借入時年齢：46歳未満 |
| 保険期間 | 住宅ローン借入から完済まで |
| 保険金支払事由 | 一般の団体信用生命保険の保険金支払事由（死亡・高度障害）に加え、 ○「所定のがん*1」に罹患した場合（がん特約） ○余命が6ヶ月以内と判断されるとき（リビング・ニーズ特約*2） |
| 金利 | 住宅ローン金利に+0.15%上乗せ*3 |
| その他 | 中途加入・中途脱退は不可 |

*1. 所定のがんにかかり、医師により診断確定されたとき

以下の場合の対象外となります。

- ・責任開始日前に悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されていた場合
- ・責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定された場合
- ・上皮内がんの場合、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんの場合

*2 原因を問わず、余命が6ヶ月以内と医師により診断された場合に、これに基づき生命保険会社が判断いたします。

*3. 2018年7月2日（月）から2018年12月28日（金）までに住宅ローンをお申し込みいただいたお客さまは、通常の上乗せ金利（+0.2%）から0.05%引下げた上乗せ金利でご利用いただけます。

以 上